

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

1 入札参加停止業者

- ①日本交通技術株式会社
東京都台東区上野七丁目11番1号
- ②ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
名古屋市中村区名駅五丁目33番10号
- ③大日コンサルタント株式会社
岐阜市藪田南三丁目1番21号
- ④株式会社トーニチコンサルタント
東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2 入札参加停止の期間

- ①令和8年2月24日から令和8年8月23日まで（6か月）
- ②③④令和8年2月24日から令和8年5月23日まで（3か月）

※長浜市入札参加停止基準要綱第6条第5項の規定により、本来の期間の2分の1とする。

3 入札参加停止の理由

長浜市入札参加停止基準要綱第3条・別表第2第7号（2）イに該当
（独占禁止法違反行為）

令和7年12月19日、公正取引委員会が、滋賀県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札に関し、上記業者らが共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするという独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令および課徴金納付命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第2

措置用件	期間（か月）
（独占禁止法違反行為）	
7 有資格業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（2）公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市	9
イ <u>滋賀県内の他の公共機関</u>	6
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	3
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	2